

野田市水道事業告示第6号

地方自治法第231条の2の3第1項（昭和22年法律第67号）及び野田市水道事業会計規程第19条の2に基づき、指定納付受託者を指定したので、地方自治法第231条の2の3第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA
株式会社エフレジ

2 指定納付受託者に納付させることができる歳入

水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料

3 指定開始日

令和6年4月1日